

アレルギーに関する災害及び平常時に係る支援協定

松阪市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時及び平常時における災害対策業務において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松阪市域に災害が発生した場合の災害対策の実施に関し、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合

（支援要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ第1条に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援要請）

第4条 甲は、乙に協力の要請を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲から前項の支援要請があった際は、可能な限り協力するものとする。

（支援の内容）

第5条 災害対策の実施に係る支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時において、甲が指定する場所へ、乙が保管するアレルギー対応備蓄品等の配送
- (2) 平常時における、乙が行うアレルギー対応備蓄品等（別表・略）の調達保管
- (3) 災害時において、アレルギー疾患に対する支援及び相談に関すること。
- (4) 平常時における甲乙が協働して行う災害時のアレルギー疾患患者への理解に関する普及啓発

（費用の負担）

第6条 前条第1号、2号に関する経費については、甲の負担とする。

2 災害時における前条第2号に掲げる備蓄品の購入については、災害発生時の直前における当該備蓄品の販売価格を基準として、精算を行う。また、第1号の配送に係る経費については、甲乙協議の上定めるものとする。

3 前条第2号の保管・管理経費の算出方法については、甲における人口を基準とし、甲乙協議の上、予算の範囲で定めるものとし、別途業務委託契約を結ぶものとする。

（以下中略）

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成22年3月26日

甲 松阪市殿町1340番地1

松阪市

松阪市長 山中光茂

乙 名古屋市中村区松原1-24、s-103

認定特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク

理事長 須藤千春